

国保 からの おしらせ です

10月



・資格確認の適正化

国民健康保険が適用されている方が、勤務先の健康保険に加入したとき（被扶養者を含む）は、14日以内に資格喪失の届出をしてください。

資格喪失の届出をしないまま医療機関等で被保険者証を使用した場合、国民健康保険が負担した医療費を返還する必要があります。また、納付された国民健康保険料が時効によりお返しできなくなることがあります。

・特定健診等の受診促進

国民健康保険が適用されている方のうち、40歳から74歳の方は、毎年1回特定健康診査を無料で受診できます。生活習慣病の早期発見・重症化予防のために、自覚症状がなくても受けましょう。

・適正服薬、医療費適正化

同じ病気で複数の医療機関等を受診すると、重複する検査や投薬により体に悪影響を与えてしまう可能性があるため、信頼できるかかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師・薬局をもち、同じ医療機関等を受診しましょう。